

生駒市規則第17号

生駒市職員の育児休業等に関する規則及び生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月28日

生駒市長 山下 真

生駒市職員の育児休業等に関する規則及び生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(生駒市職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第1条 生駒市職員の育児休業等に関する規則(平成4年4月生駒市規則第8号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(再度の育児休業をする場合の養育計画の申出)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第6条第1項第4号を削る。

第7条中「第5条第2号に掲げる」を「第5条に規定する」に改める。

第10条第2項中「第5条の3第2項」を「第7条第2項」に改める。

第12条の見出しを「(再度の育児短時間勤務をする場合の養育計画の申出)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「第3条第2項」を「第3条」に改め、同項を同条とする。

第15条後段を削る。

様式第1号から様式第5号までを次のように改める。

育児休業承認請求書

請求年月日 年 月 日	
(任命権者) 殿	
請求者 所 属 職・氏名 ㊟	
次のとおり 育児休業の承認 育児休業の期間の延長 を請求します。	
1 請求に係る子	
氏 名	
続 柄	
生 年 月 日	年 月 日
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の延長
	<input type="checkbox"/> 再度の育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の再度の延長 (再度の育児休業又は育児休業の期間の再度の延長が必要な事情を記入)
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日から 年 月 日まで
5 備考	

注

- (1) この請求書（育児休業の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等）を添付すること（写しでも可）。
- (2) 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- (3) 「5 備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合（当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員（当該期間内に産後休暇（生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年3月生駒市規則第4号）別表第2の7の項に規定する休暇をいう。）により勤務しなかった職員を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。）においては、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- (4) 該当する口には、レ印を記入すること。

様式第4号（第14条関係）

育児短時間勤務承認請求書

(任命権者) 殿		請求年月日		年	月	日
		請求者 所 属		職・氏名 ㊟		
次のとおり 育児短時間勤務の承認 育児短時間勤務の期間の延長 を請求します。						
1 請求に係る子						
氏 名						
続 柄						
生年月日		年 月 日				
2 請求の内容		<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の承認		<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の期間の延長		
		<input type="checkbox"/> 再度の育児短時間勤務の承認 (再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入)				
3 請求期間		年 月 日から		年 月 日まで		
4 勤務の形態		週 時間勤務				
		<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 の勤務の形態) <input type="checkbox"/> 第5号				
勤務の日及び時間帯						
5 既に育児短時間勤務をした期間		年 月 日から		年 月 日まで		
		年 月 日から		年 月 日まで		
6 備考						

注

- (1) この請求書（育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等）を添付すること（写しでも可）。
- (2) 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- (3) 「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難しい場合には、「6 備考」欄に必要な事項を記入すること。
- (4) 「6 備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合においては、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- (5) 該当する□には、レ印を記入すること。

(生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年3月生駒市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第11条の4第2項中「条例第8条第1項の」の次に「規定による」を加え、同項第2号中「前号の」を「条例第8条第1項の規定による」に改め、同項第3号中「、請求」を「、条例第8条第1項の規定による請求」に改め、同条第3項中「前項第1号の」を「条例第8条第1項の規定による」に改め、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第8条第1項に規定する職員に該当しなくなった場合

第11条の5第1項を削り、同条第2項中「第8条第2項の」を「第8条第2項又は第3項の規定による」に改め、同項第1号中「第8条第2項」を「第8条第2項又は第3項」に改め、同号に後段として次のように加える。

この場合において、条例第8条第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

第11条の5第2項第2号中「前号の」を「条例第8条第2項又は第3項の規定による」に、「第8条第2項」を「第8条第2項又は第3項」に改め、同項第3号中「第1号の請求が」を「条例第8条第2項又は第3項の規定による請求が、」に、「第8条第2項」を「第8条第2項又は第3項」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「前項第1号の」を「条例第8条第2項又は第3項の規定による」に改め、同項第4号を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「第2項第1号の」を「条例第8条第2項又は第3項の規定による」に、「前項各号」を「次の各号」に、「当該請求」を「これらの規定による請

求」に改め、同項に次の各号を加え、同項を同条第3項とする。

- (1) 前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合
- (2) 当該請求に係る子が、条例第8条第2項の規定による請求にあつては3歳に、同条第3項の規定による請求にあつては小学校就学の始期に達した場合

第11条の5第5項中「第3項各号」を「第2項各号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「第2項第5号」を「第1項第5号」に改め、同項を同条第5項とする。

第11条の6を次のように改める。

(介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第11条の6 前2条(第11条の4第1項及び第3項第3号から第5号まで並びに前条第2項第3号を除く。)の規定は、条例第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第11条の4第3項第1号中「子」とあるのは「条例第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)」と、同項第2号及び前条第2項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と職員の親族関係が消滅した」と、同条第1項第1号中「ならない。この場合において、条例第8条第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ならない」と、同条第2項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同条第3項中「次の各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」と読み替えるものとする。

第17条第2項中「別表第2の16の項」を「別表第2の17の項」に改め、同条第3項中「12の項」を「13の項」に改める。

別表第2中22の項を23の項とし、13の項から21の項までを1項ずつ繰り下げ、12の項の次に次のように加える。

13 要介護者の介護その他の市長が定める世話をを行う職員が、当該世話を 行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度において5日（要介護者が 2人以上の場合にあっては、10日） の範囲内の期間
--	--

附 則

この規則は、平成22年6月30日から施行する。